

第80号議案

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農業大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「試験」を「入学検定」に改める。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「大学校の」を削り、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

養成部門の入学検定を受けようとする者は、入学検定料として2,200円を納付しなければならない。

2 養成部門に入学しようとする者は、入学料として5,650円を納付しなければならない。

第7条中第5項を第7項とし、第1項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

入学検定料は、入学願書を提出するときに納付しなければならない。

2 入学料は、校長が定める期間内に納付しなければならない。

第8条第3項中「により」の次に「、入学料」を加える。

第9条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条中「既に納付した」の次に「入学検定料、入学料及び」を、「受けた」の次に「入学料及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。